

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会

第1回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和6年9月24日（火） 9時25分～11時45分
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席3人（定数3人） 労働者代表委員 出席3人（定数3人） 使用者代表委員 出席3人（定数3人） 事務局 3人
出 席 者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 宗野隆俊 労働者代表委員 大江彰宏 齋藤慎司 平塚雄二 使用者代表委員 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 足立賃金室長、平沢労働基準監督官 山下労働基準督官
主 要 議 題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議 事 録	別紙のとおり

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和6年度 第1回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

次に9月13日の合同専門部会でご報告しましたとおり本専門部会の部会長を木下委員に、部会長代理を石井委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、木下部会長にお願いします。

○木下部会長

おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の木下です。よろしくお願いします。

それではまず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢監督官）

それでは、本日の資料についてご説明申し上げます。

資料 No.1、こちらは大津財務事務所が公表しました「法人企業景気予測調査」で7月～9月期見込の滋賀県下の調査結果をまとめたものとなっております。企業の景況について、全産業の現状判断は「下降」超、先行きは「上昇」超となっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ないでしょうか。

（質問等なし）

特になければ、議題の「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて3回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的な“考え方”や“ご意見”などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いします。

○大江委員

特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」によりサプラ

イチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っていることを、冒頭に確認しておきたいと思います。

また、この精密・電気部会の当該産業は、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されているところです。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定精密・電気最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えています。

このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される精密・電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定精密・電気最低賃金の金額改正の取り組みが重要であることを改めて確認しておきたいと思います。

冒頭に述べたように、特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、18歳未満、65歳以上は除外され、主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除くなど年齢や業務を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であります。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であります。

また、正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者、更には男女間の不合理な待遇差の解消に向け、その役割がますます重要になっております。同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者、また男女間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法が改正・施行されているところで、同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができるものです。

精密・電気産業は滋賀県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してウェイトが高く、滋賀県経済における重要な役割を担っているところです。

精密・電気産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかるうえでも、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であると考えています。

支払い能力という言葉をよく使用されますが、日本電機工業会、電子情報技術産業協会、情報通信ネットワーク産業協会は、「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画」をそれぞれ策定しており、その中では、理念として、「当該部品等が持つ本来の機能的価値、取引数量、納期の緩急、要求されるべき品質のレベル等による需給上の経済的価値に加え、材料費及び光熱費の物価変動、適切な労務費及び適切な配送費用を反映した取引価格の形成が必要」、また、具体的な行動内容として、「材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する。」とされております。

また、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設され、53,619社が登録しているところです。この宣言の中にも、「価格決定方法は、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。」とされており、適切な労務費の上昇については、取引先との価格変更の対象であるとされています。

加えて、2023年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会にて策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として「最低賃金やその上昇率」をあげており、国として賃上げ原資を確保できる取引環境の整備も進めているところです。

特に特定最低賃金は公的な賃金の決定方法であり、少なくともパートナーシップ構築宣言を行っている企業との取引については、十分協議できるものであり、支払

い能力とは一線を画すものであると考えております。

日本経済は、2023年度の名目成長率が5.2%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が1.2%となるなど継続して緩やかな回復傾向にあります。政府は「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としています。

また、精密・電気産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されております。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定精密・電気最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えます。

このような認識の上で、滋賀県における精密電気法定電機最低賃金は、「自動車」や「一般機械」など他の金属産業の最低賃金と比較して低い実態にあり、早急な改善が必要と考えております。

電機連合の2024年闘争においては、賃上げ要求に対し満額回答がなされる企業も多く、労使が一致団結して、賃上げを行っているところです。また、産業別最低賃金を高卒初任給の水準に準拠することを労使共通認識として大幅に引き上げを行っている状況にあります。これらの結果や今回申し出た組織の賃金水準を準拠指標としつつ、組織労働者の賃金水準など賃金実態を踏まえた適切な水準への改善が必要であると考えております。

加えて、特定最低賃金は当該産業の基幹的労働者の入口賃金であることから、精密・電気産業の持続的な発展に向けた人材確保および「精密・電気産業で働く」ことの安心感醸成の観点からもふさわしい賃金水準の確保が重要であります。

新型コロナウイルス感染症は5類へと引き下げられ、私たちの生活は、Withコロナ、afterコロナにおける経済活動や社会活動が普通に行われる状況にな

ってきており、一方で、円安、物価上昇は、企業のみならず、多くの労働者の日常生活を直撃しているところです。

そういった意味からも、労働者を置き去りにせず、不安定な情勢下においても、安心して働き生活するためには、その産業にふさわしい水準改善が欠かせないと考えております。また、今後、経済を回していくためにも、賃金の引き上げは非常に重要であると認識しているところであります。

特定産業別最低賃金は労組交渉の補完であるという意味からすると、2024年闘争における労働組合からの要求に対する企業側の英断による満額回答の流れを、この滋賀県精密電気最低賃金へ波及できる金額決定を望むところであります。

○木下部会長

次に使用者側お願いします。

○西田委員

使用者側の特定（産業別）最低賃金に向けた、基本的な考え方を述べさせていただきます。

例年、申し上げているところですが、地賃の引き上げ額は、令和6年度1,017円と過去最高額の50円引上げ、率にして5.17%と使用者側としては不本意ではありますが決定いたしました。3%以上の引き上げを始めた平成28年から令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和6年までの9年間で累計253円と大幅な引き上げとなっております。平成27年比で見ると33.1%の大幅な引き上げとなり、実に3割強の引き上げになりました。その結果、現時点では特定最賃は全業種ともに埋没しているという実態であります。

一方、各産業を見ると多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械においても、それぞれが複合した仕事に携わり、今、産業別といったくくりで議論することが正しいのかということも私ども

としては考えているところです。

地賃が大きく引き上げられている状況の中、現在の「特定産業別最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いているのではないかと、感じているところです。

特定産業別最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し真摯に労使で議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○部会長

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他にご意見等はございませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

〔はい〕の声。

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議をいたします。

労働者側は、検討の時間にどれくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

15分いただけますでしょうか。

○部会長

はい、わかりました。

では、10時から始めます。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たりまして、待機・検討していただく部屋を、4階のテレビ会議室と5階の労働基準部長室をご用意しております。

本日は、労働者側委員は4階のテレビ会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたします。

平沢が労働者側委員を、山下が使用者側委員をご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

みなさま、控室にご移動をお願いいたします。

【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、連合のリビングウェイジや県内企業の春闘結果を参考にした水準で精密・電気最低賃金を引き上げるべきとのご意見でした。

使用者側は、県内の業況、特に中小・零細規模の製造業のおかれた状況等に着目すれば賃金改定状況調査の第4表の水準での引き上げが適当であるとのご意見でした。

したがって、双方で、金額的な合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

○全委員

[意見等上がらず]

○部会長

最後に事務局から何かございますか。

○事務局（室長）

次回の第2回専門部会は、10月16日（水）午前9時30分から、場所が変わりまして、「コラボしが21中会議室」で開催いたします。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、第1回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会
はこれで終了します。

お疲れ様でした。